

新型コロナウイルス感染症

第1弾及び第2弾を延長!

# 対応事業支援補助金

のお知らせ

対応事業支援補助金とは、感染症拡大の影響を受け、市内事業者が新たな需要へ対応するために実施する取組に要する経費に対し上限を10万円（補助率10/10）とした補助金を交付するものです。詳細は裏面をご覧ください。

## 申請受付期間

**令和3年4月1日(木)～5月31日(月)まで**

※予算上限に達するなど、事前の予告なく受付を終了する場合があります。  
※郵送でのご申請の場合、5月31日(月)必着となります。

## 補助対象について

今回の補助金は令和2年度に実施したものの延長版となります。  
そのため、申請受付の対象となる方は

**対応事業支援補助金の第1弾または第2弾  
もしくはその両方を未申請の方**

となります。既に第1弾及び第2弾を申請済みの方は対象外です。

## 様式等のダウンロード

申請書などの様式、申請要領等は下記の市公式HPからダウンロードできるほか、商工課窓口でも配布しています。

【第1弾URL】

<https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/23,81072,129,735,html>



【第2弾URL】

<https://www.city.yoshikawa.saitama.jp/index.cfm/23,85109,129,735,html>



## 【問い合わせ先・申請窓口】

吉川市役所 産業振興部 商工課 商工観光係  
〒342-8501 埼玉県吉川市きよみ野1-1

TEL : 048-982-9697 (直通) FAX : 048-981-5392 (代表)

E-mail : syoukou2@city.yoshikawa.saitama.jp



©yoshikawa

## 補助金の概要

	第1弾	第2弾
申請及び実績報告期限	<b>令和3年5月31日(月)まで</b> ※必着	
主な対象者要件	①市内に住所または事業所を有する中小企業等 ②市税等の滞納をしていない ③令和2年3月1日以前から開業している。 ④第1弾の申請をしていない	①市内に住所または事業所を有する中小企業等 ②市税等の滞納をしていない ③第2弾の申請をしていない
主な対象経費要件	① <b>令和2年3月1日～令和3年2月26日</b> までに支払いが完了している経費 ②市内事業所で設置し、及び使用する経費 など	① <b>令和2年12月1日～令和3年5月31日</b> までに支払いが完了する経費 ②市内事業所で設置し、及び使用する経費 ③第1弾において補助対象経費となっていない経費 など
主な対象外事業	①令和2年2月29日以前から行っている事業 ②法令上必要な許認可を受けていない事業又は届出を行っていない事業	①令和2年11月30日以前から行っている事業 ②法令上必要な許認可を受けていない事業又は届出を行っていない事業
補助額	<b>補助上限：10万円（補助率10／10）</b> ※1 千円未満切り捨て ※2 消費税等を除く	

- ※ 予算上限に達するなど、事前の予告が無く受付を終了する場合があります。
- ※ 1事業者あたり第1弾及び第2弾をそれぞれ1回ずつ申請ができます。昨年度中に第1弾のみ申請されている方は、第2弾の申請が可能です。
- ※ 本事業は令和2年度に実施した事業の延長版となります。すでに、第1弾及び第2弾の両方の申請がお済の方は対象外となります。
- ※ 市内に住所を有する事業者であっても、事業実態が無い場合は、対象外となる場合がございます。

## 補助金申請の手続き

市役所商工課窓口へ直接申請または郵送での申請となります。

### <申請に必要な書類>

- (1) 交付申請書（様式第1号）
- (2) 経費を確認できる見積書や領収書等
- (3) 許認可または届出に係る書類の写し ※必要とする業種に限る
- (4) 市内に住所または事業所を有することを証する書類  
（例：確定申告書、開業届、履歴事項全部証明などの写し）
- (5) 市税等完納証明書 ※一部の方を除き省略できます。